

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和7年11月）

1 労働災害発生状況 ～ 漁業が前年比2.25倍と急増 ～

令和7年10月に確認した労働災害件数は8件でした（うち、休業1か月以上は4件）。令和7年の労働災害は10月末現在で76件（前年同期比-4件）、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと75件（前年同期比+8件）となっています。前年同期と比べて少しだけ災害発生件数は減少していますが、災害発生件数は9月と同数であり、依然として、このまま推移すれば新型コロナウイルスを含めた災害件数でも前年比を超えることが見込まれます。

10月の災害増加が目立つ業種は、**漁業**（8件中4件）であり、漁船上のワイヤーによって指を4本切断する重大災害も発生しています。冬風が強まり、波が高まる季節です。**漁業従事者の方は、今一度の機械設備、作業方法の再確認・再周知をお願いします。**詳細は下記二次元コードの稚内署HP内「**漁業における労働災害を防止しましょう**」をご覧ください。

また、年齢別災害件数（全業種）は多い順に60代以上（28.9%）、20代（28.9%）、50代（18.4%）であり、高齢層だけでなく、若年齢層でも労働災害が多く発生しています。若手への十分な教育機会を与える等の配慮をお願いいたします。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【製造業】

・工場の片付け・清掃作業中、運転中のホタテ貝柱の洗浄用機械の回転部分に右手を入れてしまい、右腕が巻き込まれて挫創及び骨折を負ったもの。（20代女性、休業2か月）

【道路貨物運送業】

・配送先において、タンクローリー車のタンク上部で工具箱を片づけた後、はしごで降りる際に、地上から2.3m程度のタンク上部でバランスを崩し、背中から地上へ落下して背中及び腰を打撲したもの。（60代男性、休業5日間）

【漁業】

・海上で、船のデッキにあるビット（ロープを固定するための短い柱）に引っ掛かったワイヤーを外そうとして、被災者が両手でワイヤーを掴み、同僚にワイヤーの張りの調整装置を操作してもらってワイヤーの張りを緩めたところ、掴んでいたワイヤーが勢いよく飛び出し、ワイヤーとビットとの間に被災者の指がこすりつけられるように挟まれ、被災者の左手の第2、3、4、5指が切断されたもの。（20代男性、休業2か月）

・海上で、船のウインチで荷揚げ用のワイヤーを緩めた際に、強い波風の揺れによりワイヤーの先のフックが大きく揺れ、被災者の顎に当たり裂傷を負ったもの。（20代男性、休業6日間）

・漁港で、船のダンブル（上甲板の下の、貨物を積み込む船倉）の底で被災者がホタテを捕獲する際の網を敷く作業を行っていたところ、ダンブルの上部から、ダンブルの蓋の間にある棒状の仕切りが落ちてきて、被災者の顎に当たり裂傷等を負ったもの。（20代男性、休業4日間）

○10月1日から「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開中です。（令和7年10月1日～12月31日）

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」により同運動を展開いたしますので、本件取組について特段のご理解とご協力をお願いします。同運動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

○農業・畜産業の労務管理・労働災害防止オンライン説明会を実施します。（令和7年10月～令和8年1月）

北海道労働局では10月～1月にかけて毎月、農業・畜産業のオンライン説明会を実施します。

この説明会は主催署に関係なく、どの説明会でも参加することができます。（稚内署：1月15日） →

当署管内では労働災害が増加している外、法で義務付けられた労働条件通知書の未交付や労働時間管理のあいまいさに起因する所定外労働に対する賃金不払の相談が寄せられています。

労働災害防止、会社・労働者共に働きやすい環境作りのため、この機会に是非ご参加をお願いします。



先月の労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付状況

製造業	1件	※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。
建設業	1件	
道路貨物運送業	1件	※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。
林業	1件	
その他の事業	5件（漁業4、その他の事業1）	
計	8件	



漁業における労働災害を防止しましょう！



建設工事追い込み期労働災害防止運動

ひとくちコラム 労働者死傷病報告の提出(3/4) 災害発生時の略図はどう書けばよい？

報告作成にあたり、災害発生時の略図を記入する必要があります。この略図には担当者の個性が表れます。一般的な記載のほか、棒人間などで簡明に記載したもの、芸術的な記載（本当に痛そうな表情をする被災者がいます。）、既存イラストを貼り合わせたもの（右手の負傷なのに、左手を負傷していたりします。）等、**事実でさえあれば書き方は自由**ですが、災害防止対策に役立つよう再現写真を撮影し、「別添の通り」と記入して写真を添付する方法も可能です。